

ディラネー口天草 会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会の名称をディラネー口天草と称する。英語による表記は Delanello amakusa という。（以下「本クラブ」という。）

第2条（事務局）

本クラブの事務局をクラブ代表宅に置き、本渡運動公園多目的広場、錦島運動広場、佐伊津体育館を主たる練習場所とする。

第3条（目的）

サッカーを通して、ルール、マナー、スキルを習得し、少年の健全育成や健康発達を促すとともに、会員相互の融和と連携を図りながら常勝チームを目指すことを目的とする。

第4条（基本理念）

多様な個性を持つ子ども達がサッカーを通して自ら考え、努力し、判断して行動できるように育成する。また、自立した選手並びに社会人となれるよう保護者と共に見守りながら育成することを基本理念とする。

第5条（指導理念）

健全な人間形成に努め、プレーヤーズファーストの精神に基づきフェアな選手を育成するための指導を行うことを指導理念とする。

第6条（活動）

本クラブは、前条の目的を達成するために次の活動を行なう。

1. 週2回以上の練習及び週末の遠征
2. 試合や大会などへの出場
3. その他必要を認められる活動

第7条（送迎）

(1) 遠征に伴う送迎

保護者による送迎が困難のためクラブによる送迎を希望される場合は、クラブスタッフで送迎を行うものとし、費用は一日当たり500円とする。

(2) 通常練習に伴う送迎

送迎代（税込2,000円/月）は受益者負担とする。

送迎は自宅から会場、会場から自宅まで送迎し、送迎エリアは本渡南（半河内を除く）、本渡北、亀場（柙宇土・宮地岳を除く）、楠浦、佐伊津校区の一部とする。曜日指定する場合はスタッフに相談するものとする。

なお、万一事故が発生した場合、その一切の責任を当クラブおよび運転者に問わないものとし、クラブで加入する任意保険等により対応するものとする。保護者間の同意のもと、保護者による乗り合わせ送迎も可とする。この場合の事故発生に関しても前述のとおりとする。

第8条（他種目団体との重複所属）

1. 本クラブ以外他種目スポーツ団体への所属は許可される。
2. 前項団体の活動と本クラブの活動が重複する場合は、本クラブの活動を優先することを基本とする。ただし代表の承諾を得て活動する場合はこの限りではない。
3. 学校や地域の行事と重なる場合はそれらの行事を優先する。

第2章 組織

第9条（会員）

1. 本会員は、男女を問わずクラブの目的や理念に賛同したもので、未就学児及び小学生の男女とする。（以下「クラブ生」という。）
2. 本会員は、クラブ生で構成する。
3. 小学4年生以上のクラブ生は、日本サッカー協会4種（熊本県クラブ・小学生）に登録するものとする。（以下「4種登録」という。）
4. 小学3年生以下のクラブ生は、NPO法人熊本県キッズサッカー協議会に登録するものとする。（以下「キッズ登録」という。）
5. 4種登録のクラブ生は、4種登録を必要とする大会やその他の大会に出場する。
6. キッズ登録のクラブ生は、キッズ登録を必要とする大会やその他の大会に出場する。
7. 地理的な条件などにより平日の参加ができないため、週末の練習や試合参加のみを希望する者は、代表が認めたものに限り入会できるものとする。
8. 基本的にシーズン途中のチーム移籍は認めない。ただしやむを得ない理由で代表が認めた場合はこの限りではない。

第10条（入会）

本クラブに入会する者は保護者の承諾を得て、所定の入会申込書を提出し14条に定める入会金などを納入するものとする。

第11条（有効期間）

加入登録有効期間は、加入申し込みを受けた日からその年度末日までとする。

第12条（退会）

退会するものは事務局に届け出るものとする。

第13条（保険及び補償）

登録されたクラブ生、指導者は全員スポーツ安全保険に加入する。なお練習及び試合中、またはその他の活動中に発生した事故については、加入するスポーツ安全保険の賠償範囲内にて補償するものとする。

また、準備や片付けなどの活動中のケガ等に対処するため、保護者で希望される場合は加入できるものとする。

第3章 会費等

第14条（会費等）

1. 会費等は、別表のとおりとする。
2. 9条7項による入会、又は考慮すべき事項による会費は代表が定めるものとする。
3. 入会金、登録費は入会月に納入するものとする。

4. 月会費及び年会費の納入は年3回とし、クラブでお渡しする納入袋で納付するものとする。その時期は4月(4～7月分)、8月(8～11月分)、12月(12～3月分)とする。
5. 退会の際には、納入済みの入会金、登録費は返却しないものとする。ただし、年会費及び月会費は当月以降の月分を返却するものとする。

第15条(会計年度)

会計年度は、4月1日より翌年3月31日までの1ヶ年とする。

第4章 細則

第16条(細則)

付則

この会則は2026年(令和8年)4月1日より施行する。

細則

1. 通常の練習はスポーツのできる服装で構わない。
2. 練習用のボールやすね当ては各自用意するものとする。
3. ユニホーム用のソックスはクラブ指定のものを各自購入するものとする。
4. 持参する個人所有物には名前を記入するものとする。
5. 通常のお知らせや大会などへの参加確認などはグループLINEで配信するものとする。
6. 大会情報などは公式ブログや公式ホームページに掲載ものとする。
7. 天候不順による練習中止等の緊急連絡は、事務局よりグループLINEにて連絡することし、併せて公式ブログに掲示するものとする。

【別表】

	トップチーム U10～U12（小学4～6年生）	ジュニアチーム U6～U9（未就学児・小学1～3年生）
入会金	4,000円/年（傷害保険料加入料含む） ※継続は3,000円/年 4月～7月入会者 4,000円/年 8月～11月入会者 3,000円/年 12月～3月入会者 2,000円/年	3,000円/年（傷害保険料加入料含む） ※継続は2,000円/年 4月～7月入会者 3,000円/年 8月～11月入会者 2,000円/年 12月～3月入会者 1,000円/年
月会費	4,000円/月 ※弟妹については割引をする （割引率：2人目以降50%） ※天草市外在住の場合は交通費を考慮し、半額とする	2,000円/月 ※弟妹については割引をする （割引率：2人目以降50%） ※天草市外在住の場合は交通費を考慮し、半額とする
登録費	3,000円/年 ※熊本県サッカー協会4種登録費	2,000円/年 ※熊本県キッズサッカー協議会登録費
年会費	9,000円/年 （ユニフォームリース料を含む） 4月～7月入会者 9,000円/年 8月～11月入会者 6,000円/年 12月～3月入会者 3,000円/年	3,000円/年 （ユニフォームリース料を含む） 4月～7月入会者 3,000円/年 8月～11月入会者 2,000円/年 12月～3月入会者 1,000円/年
チーム ジャージ	※クラブ所有を無償貸与	—
移動着	※クラブ所有を無償貸与	—
ビブス	※クラブ所有を無償貸与	※クラブ所有を無償貸与
大会参加費	1大会につき500円/日 ※その都度、参加者から徴収する	県キッズ協議会主催大会 1,000円/日 その他団体が主催する大会 500円/日 ※その都度、参加者から徴収する
遠征の送迎	クラブスタッフによる送迎の場合 天草市内 無料 天草市外（上天草市・苓北町含む） 500円/日 ※片道の場合は半額	同左
平日の送迎	クラブスタッフによる送迎の場合 2,000円/月当たり ※片道の場合は半額	クラブ所有車両による送迎の場合 2,000円/月当たり ※片道の場合は半額

